

茨木市障害者差別禁止条例の制定についての回答

山下けいき

1、国連「障害者権利条約」について

1-①条例制定について

1、検討すべきである。

その理由

基本理念を実施するための制度として法律、条例があります。本市においても本市の実情を踏まえ、また全国自治体の範となる条例が必要です。そして条例を作ってそれで終わりということではなく、実際どのように運用されているのかのチェックと改善が大事だと考えています。

1-②手話言語条例の制定

1、検討すべきである。

その理由

意思疎通が図りにくい条件を改善し、社会生活が当たり前に送れるようにするための条例化が必要と勘がており茨木市議会としても制定に動くべきと考えています。

2、茨木市役所での障害者雇用について

1、抜本的に見直すべきと考えています。

その理由

茨木市では法定雇用率をクリアーしていますが、まだまだ低すぎます。北摂で、また大阪で最も障がい者雇用が進んだ自治体にしたいと思っています。自治体が法定雇用率を高めることによって市内企業への雇用促進を呼びかけやすくなります。

3、65歳問題について

1、柔軟に対応すべき

その理由

障がい者の同封文書での説明のようにサービス支給量の減少、利用料の発生などの問題があり、これまでサービス確保のために柔軟な対応は欠かせないと考えます。

4、障害のある人の地域生活について

4-①

1、24時間介護が必要である

その理由

本市では従来から24時間介護に一定の理解を示し、運用の点では他市よりも配慮している面もなくはありません。しかし24時間介護支援サービスには程遠い状況です。地域での生活を保障するために充実していかなければなりません。

4-②

1、ガイドヘルパー利用の実態を知っていた。

その理由

しろう会（地域・校区で「障害児・者」の生活と教育を保障しよう茨木市民の会）、自立生活センターほくせつ24の皆さんとの日頃の付き合いの中でいろいろとお聞きしています。

5、医療について

5-①市民総合病院について

本市には市民病院がなく、土日、夜間の救急医療体制も不十分で、医療面で不安を感じる市民が多いと感じています。他市の市民病院のサービスや財政状況など調査したいと考えています。

5-②同行援護について

同行援護がなければ通院、治療の過程で不自由を感じるケースが生じているとのことであり、制度においても認められるべきです。制度ができない場合、運用や裁量において対応すべきと考えます。

6、市民会館について

多くの皆さんが一刻も早い市民会館の建設を願っており、市民会館の構想については市民の意向を反映し、一刻も早い市民会館の建設を私も願っており、努力したいと思っています。